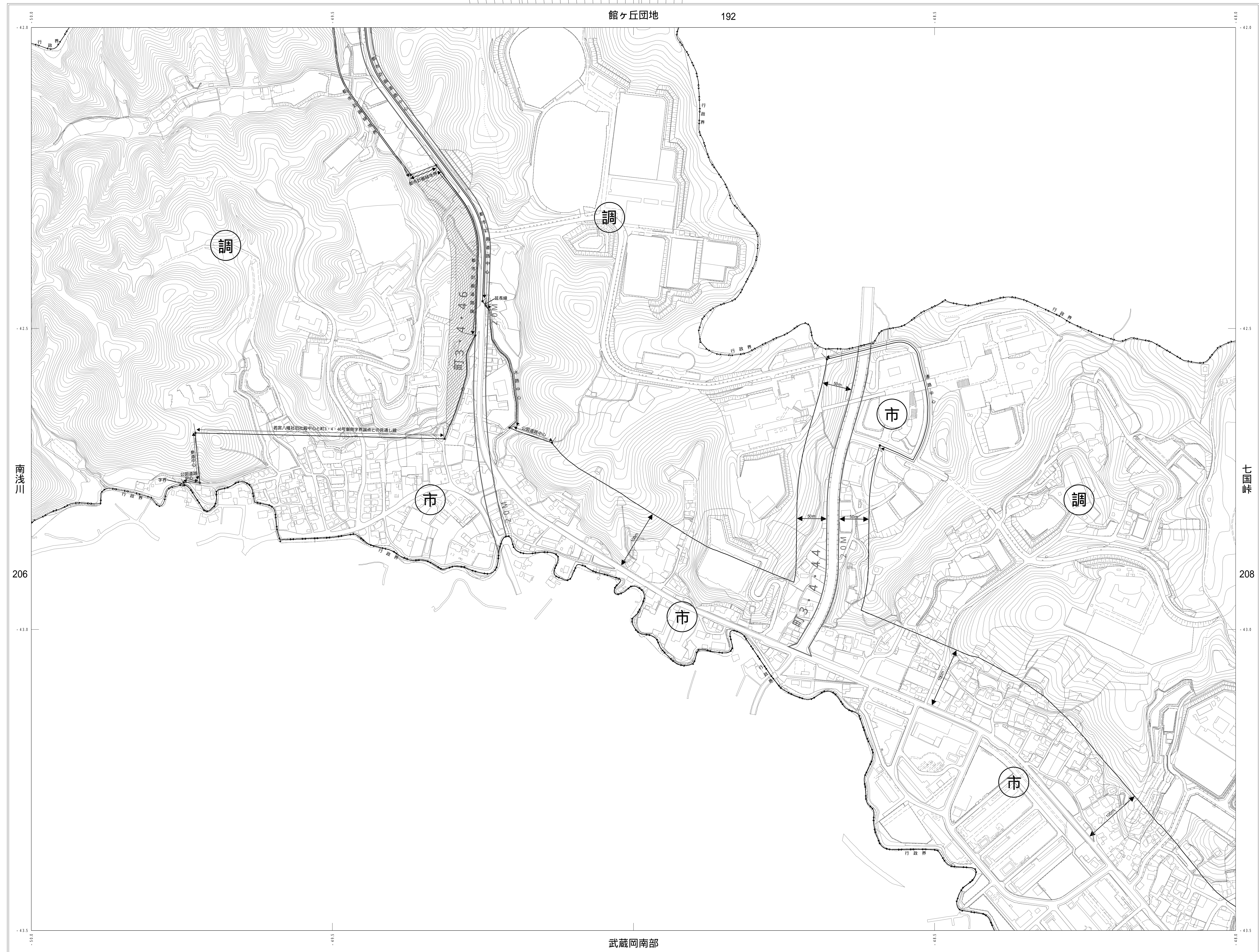
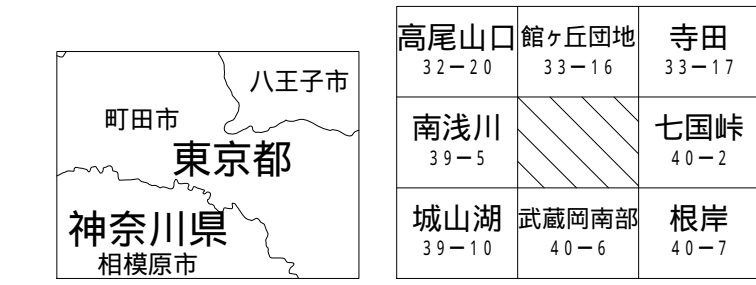


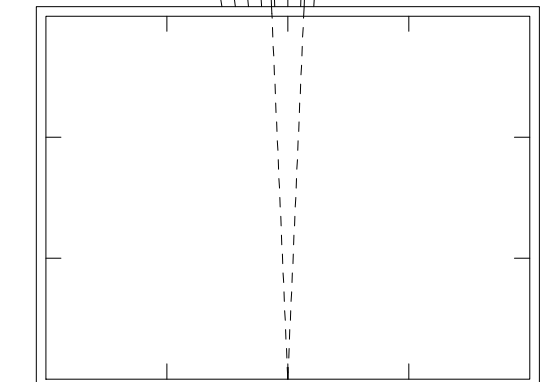
町田市 区域区分

1:2,500 町田市計画区域区分(東京都決定)計画図 207
40-1 (IX-LC47-2)

大戸



- 1 座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第 IX 座標系
- 2 投影は、横メルカトル図法
- 3 平面直角座標値は、世界測地系で、内国測の外側に表示(単位メートル単位、縦軸:Y軸、横軸:X軸、標高:Y軸、方位の単位:0.5キロメートル)
- 4 高さ(メートル単位)の基準は、東京湾平均海面(T.P.)
- 5 等高線の間隔は、2メートル
- 6 真北(磁石の針の方向)と磁北(磁石の針の北が指す方向)は、下辺内側と図面の中央における距離方向線との交点を中心として、上辺外側上、印(真北)、矢印(磁北)で示した方向
- 7 方角北(方角の線の上の方向)に対する真北の角度は、実測約20°
- 8 真北に対する磁北の角度(磁北傾角)は、2010.0年磁気異常一覧図(国土院発行)で、西偏約7°10'
- 9 東京都公共基準点への最新立入は禁ずる。



凡 例	
⊙	市街化区域
⊕	市街化調整区域
---	行政界

番号	変更前	変更後
	市街化区域	市街化調整区域

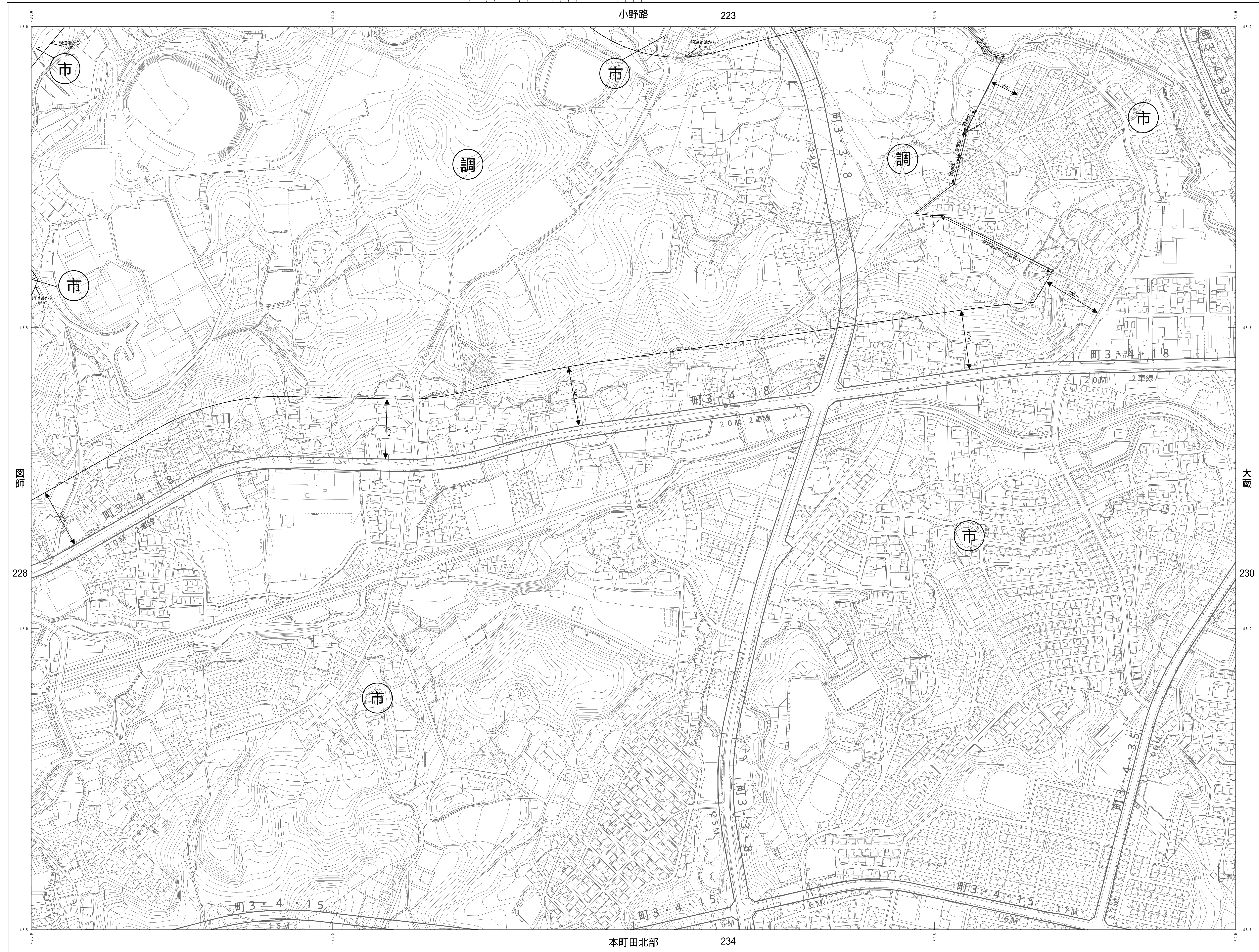
この地図の資料は2010年町田市土地利用図を使用し作成したものである。
この地図は2010年町田市土地利用図を基に作成したものである。
* (原図番号) 3期市基第151号、令和3年8月24日

町田市 区域区分

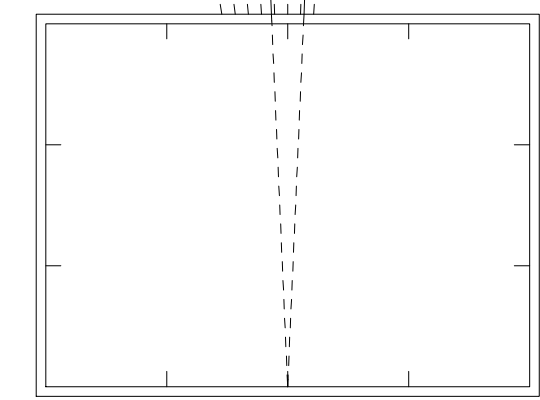
1:2,500 町田市計画区域区分(東京都決定)計画図 229
41-13 (IX-LD51-1)

野津田

東京都 町田市	下小山田 41-1	小野路 41-2	真光寺 41-3
	図師 41-12		大蔵 41-14
	忠生 41-17	本町田北部 41-18	金井 41-19



- 座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第 IX 座標系
 - 投影は、横メルカトル投影法
 - 平面直角座標値は、東京測地系で、内田町の外周に表示(半メートル単位、縦軸: X 軸、横軸: Y 軸、方眼の間隔: 0.5 キロメートル)
 - 高さ(メートル単位)の基準は、東京海平均海面(「P」)
 - 等高線の間隔は、2メートル
 - 真北(地軸の北の方向)と磁北(磁石の針の北が指す方向)は、下記内図解と図解の中央に附ける距離方角線との交点を中心として、上記内図解上に、印(真北)、矢印(磁北)で示した方向
- この場合、真北・磁北は、30°単位を目盛り、10°単位で表示



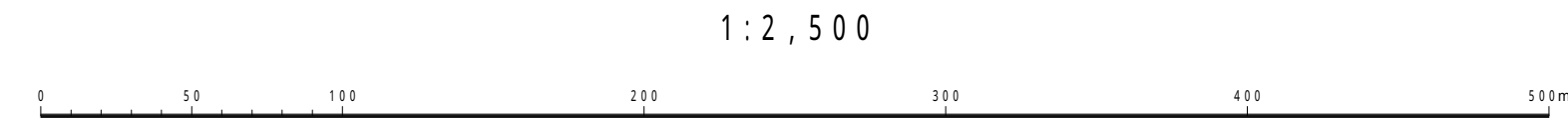
凡 例	
⊙	市街化調整区域
⊕	市街化区域
---	行政界

- 方角北(方角の短線の上の方向)に対する真北の偏角は、東偏約1°
- 真北に対する磁北の偏角(磁気偏角)は、「2010.0年緯経緯角一覧図(国土地理院)」で、西偏約7°10'
- 東京都公共事業点等への無断立入は禁ずる。

この地図の背景図は2019町田市共通地形図を使用したものである。

1(承諾番号)3都市基振第151号、令和3年8月24日。

番号	変更前	変更後
	市街化調整区域	市街化区域

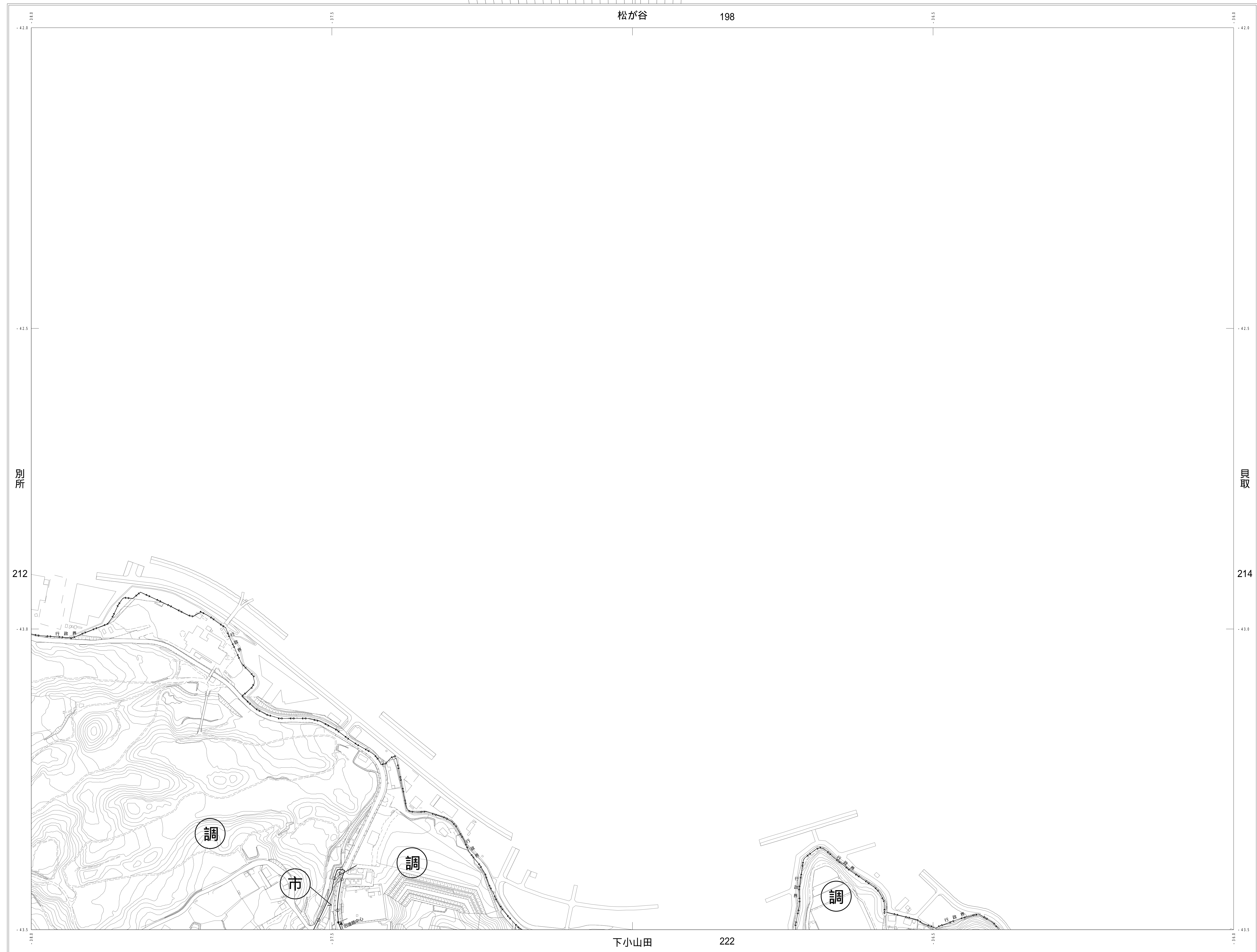


町田市 区域区分

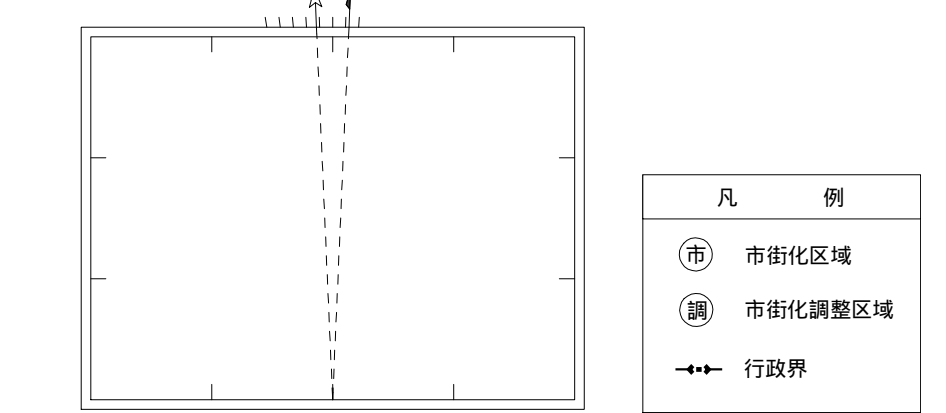
1:2,500 町田市計画区域区分(東京都決定)計画図 213
41-2 (IX-LD40-2)

鶴牧

多摩市 東京都 町田市	堀之内 24-16	松が谷 24-17	赤山 24-18
	別所 41-1	目取 41-2	小野路 41-3
	上小山田 41-4	下小山田 41-5	小野路 41-6

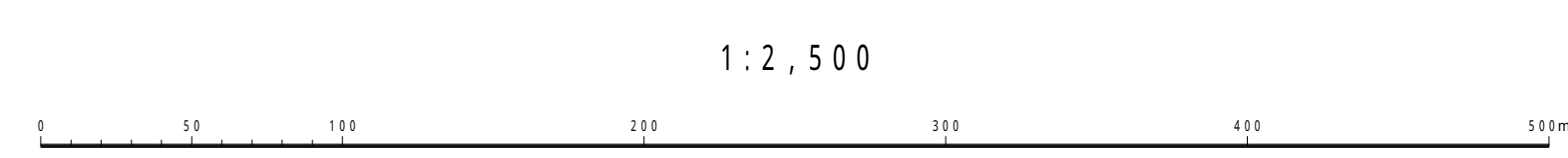


- 1 座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第 IX 座標系
- 2 投影は、横メルカトル弱法
- 3 平面直角座標値は、世界測地系で、内国測の外周に表す(キロメートル単位、縦軸: Y 軸、横軸: X 軸、方眼の間隔: 0.5 キロメートル)
- 4 高さ(メートル単位)の基準は、東京湾平均海面(「P」)
- 5 等高線の間隔は、2メートル
- 6 真北(地軸の北の方向)と磁北(磁石の針の北が指す方向)は、下記内国測と国測の中央に於ける距離方位線との交点を中心として、上記外周線上に、印(真北)、矢印(磁北)で示した方向
- 7 この場合、真北・磁北は、30°単位を目盛り、10°単位で表示



- 7 方磁北(方眼の縦線の上の方向)に対する真北の偏角は、概算約 10°
- 8 真北に対する磁北の偏角(磁気偏角)は、「2010.0年緯磁気偏角一覧図(国土地理院)」で、西偏約 7°10°
- 9 東京都公共事業法等への照準立入は禁ずる。

番号	変更前	変更後
	市街化調整区域	市街化区域



この地図の背景図は2019町田市共通地形図を使用したものである。

1) 承諾番号) 3都市審第151号、令和3年8月24日。